**別記第６号様式（第５条関係）**

本　人

連帯保証人

印紙

　　　　円

|  |  |
| --- | --- |
| 整理番号 |  |

**奨学金貸借契約書**

　社会福祉法人函館共愛会を甲，　　　　　を乙として，社会福祉法人函館共愛会奨学金規程（以下「規程」という。）に従い，次の通り奨学金貸借契約を締結した。

第１条　甲は，乙の奨学金として，以下の金額を契約期間に貸与する。

貸 与 金 額　 月額　　　　　　　　円

　　　　貸 与 総 額　　　　　　　　　　　　 円　（極度額）

　　　　貸与契約期間　　令和　　年　月～令和　　年　月

第２条　甲は乙に貸与契約期間中，当該月の前月１５日（当日が金融機関休業日にあたるときは，翌営業日）に奨学金を貸与し，乙は勉学に励まなければならない。

第３条　乙は指定保育士養成施設卒業の翌月から甲が経営する認定こども園に勤務し，３年間引き続き勤務したときは，奨学金の返済の債務を免除するものとする。

２　規程第９条及び第１１条に該当するときは，規程に基づき貸与した奨学金を速やかに返済しなければならない。

第４条　本契約書に記載のない事項は規程による。本契約または規程に関わる疑義が生じた場合は，甲の理事長の決裁を受け，甲・乙双方が誠意をもって協議する。

第５条　連帯保証人は，貸与された奨学金を甲が返済しないときは，貸与総額を限度として本人に代わって返済する。

　この契約の成立を証するため，各自署名捺印し本証書１通を作成して甲が所持し，乙及

び連帯保証人はその写しを所持するものとする。

　令和　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　住所　函館市中島町７番１５号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　貸主　社会福祉法人函館共愛会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　借主

　　　　　　　　　　　　　　　　連帯保証人　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　及び極度額　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　極度額　　　　　　　　　円

（注）連帯保証人は，印鑑登録された印鑑を押印してください。